

市貝町子ども・子育て会議 次第

日時：令和 8 年 6 月 19 日（金）

午後 2 時から

場所：市貝町役場 2 階大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 自己紹介

4 会長及び副会長の選出について

5 協議事項

（１）市貝町内保育施設の現状と今後のあり方検討について（資料１）

（２）放課後児童健全育成事業の利用料について（資料２）

6 閉会

メモ

市貝町子ども・子育て会議委員名簿

(任期) 令和8年4月1日～令和10年3月31日

番号	団 体 等	役 職 等	氏 名	備考
1	NPO 法人 日本地域福祉研究所	理事	小 花 唯 男	
2	市貝町教育委員会	教育長	関 澤 幸 夫	
3	市貝町議会	文教経済常任委員長	高 徳 義 男	
4	市貝町民生委員児童委員協議会	会長	高 田 要	
5	市貝町民生委員児童委員協議会	主任児童委員	横 山 典 子	
6	学校代表	市貝町校長会長	高 津 健 司	
7	保育等施設代表	市埴認定こども園長	桧 山 裕 子	
8	保育等施設代表	すぎやまてらす保育園長	柳 田 サキ子	
9	保育等施設代表	学校法人市貝学園 理事長	佐 藤 広 志	
10	保育所等保護者代表	市埴認定こども園保護者代表	山 口 幸 佑	
11	放課後児童健全育成事業者代表	市貝町社会福祉協議会 事務局長	永 山 良 一	
12	放課後児童健全育成事業 保護者代表	赤羽学童クラブ保護者代表	中 井 誠 司	
13	子育て支援団体代表	NPO 法人いちかい子育てネット 羽ばたき 理事長	永 島 朋 子	

【事務局】

番号	団 体 等	役 職 等	氏 名	備考
1	市貝町	こども未来課長	久 保 孝 幸	
2	市貝町	こども未来課 こども育成係長	片 岡 和 也	
3	市貝町	こども未来課こども育成係	石 谷 翔 子	
4	市貝町	こども未来課こども育成係	森 麻 美	

○市貝町子ども・子育て会議条例

平成25年12月26日
条例第25号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、市貝町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を所掌する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、子ども・子育て会議を招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

子ども・子育て支援法（抜粋）

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- ① 特定教育・保育施設の利用定員を定めるにあたり意見を述べること。
- ② 特定地域型保育事業の利用定員を定めるにあたり意見を述べること。
- ③ 市貝町子ども・子育て支援事業計画の策定、又は変更にあたり意見を述べること。
- ④ 市貝町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

市貝町内保育施設の現状と 今後のあり方検討について

○本町の保育における現状と課題

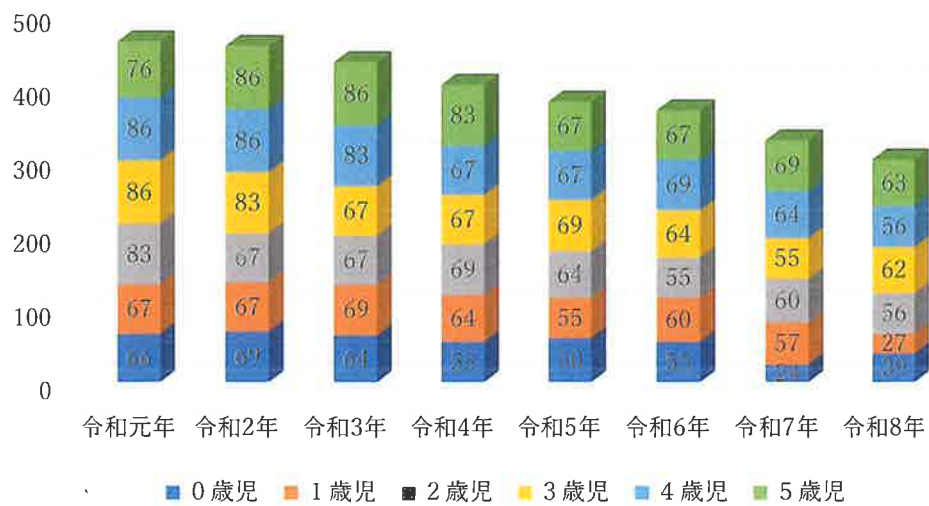
(1) 就学前児童数とその動向

本町の令和8年4月時点での0歳から5歳児までの就学前児童数は303人で年齢構成別では3歳児未満児が122人、3歳以上児が181人となっています。

就学前児童数は令和元年と比べると161人減少しており、特に1歳児は40名と減少幅が大きくなっています

	4月1日時点				
	R1		R 8		増減
0歳児	66	216	39	122	-27
1歳児	67		27		-40
2歳児	83		56		-27
3歳児	86	248	62	181	-24
4歳児	86		56		-30
5歳児	76		63		-13
計	464		303		-161

就学前児童数の推移（各年4月1日基準）



（２）保育施設の利用状況

令和８年４月時点の町の認可保育施設を利用している児童は 231 人、広域入所制度を利用し、町外の認可保育施設を利用している児童は 12 人となっています。

認可保育施設の利用児童数の内訳は町立市塙認定こども園が 37 人(15.22%)、私立保育園が 19 人（7.8%）、私立認定こども園が 175 人（72.02%）、町外の認可保育施設が 12 人（4.9%）となっています。

町内の認可保育施設の定員に対する利用充足率は下記のとおりです。

特に「市塙認定こども園」の充足率が 46.25%という状況になっており、充足率の低下が著しい状況になっております。「すぎやまてらす保育園」を除く他の私立園も約 65%～90%の充足率となっておりますが、町外からの広域入所の受け入れ児童に依るところが大きいのが現状です。

〈町内保育施設の定員と入所状況〉

施設名	公・私	定員	児童数			充足率		
			町内	町外	合計	町内	町外	合計
市塙認定こども園	公	80	37	0	37	46.25%	0.00%	46.25%
すぎやまてらす保育園	私	20	19	3	22	95.00%	15.00%	110.00%
認定こども園市貝たいよう幼稚園	私	120	75	31	106	62.50%	25.83%	88.33%
赤羽認定こども園	私	98	55	12	67	56.12%	12.24%	68.36%
かみねの森認定こども園	私	75	45	13	58	60.00%	17.33%	77.33%

（３）特別保育等の状況

就労形態の多様化、家庭環境の変化などに伴い、保育ニーズは多様化しています。そういった状況に対応すべく、各認可保育施設では、延長保育をはじめとする特別保育を実施しています。

①延長保育

すべての認可保育施設で実施しています。月曜日から金曜日の開園日は 19 時まで時間を延長して保育しています。

②休日保育

すべての認可保育施設において、保護者が就労等の事由で保育ができない場合に土曜日保育を実施しています。

また、赤羽認定こども園においては日曜日も保育を実施しています。

③一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった児童の保育を行う事業であり、町内すべての認可保育施設で実施しています。

④医療的ケア児受入事業

保育所等において、医療的ケア児の受入を可能にするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るための事業です。令和 6 年度より、町立市塙認定こども園において看護師を配置し、医療的ケア児の受入体制を整備しています。

（４）給食の状況

保育所においては、給食の提供が義務化されており、認可保育施設においては、専門の栄養士が作成する献立により、調理・提供されています。地域の食材や季節の食材の提供に努め、食への関心を高める「食育」の推進を図っています。

食物アレルギーへの対応については、医師からの指示書などを基に保護者との面談により対応方法を決定し、除去食の提供にあたっては、万一の事故防止のため、職員全員で周知徹底を行っています。

私立の認可保育施設においては、食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に対し、施設型給付・保育委託費に「栄養管理加算」が加算されます。

町立認定こども園においては、1人の栄養士を配置するほか、調理員1名と公仕1名の3名で主に調理業務を担っています。しかしながら、調理員と公仕にあつては再任用職員であり、令和8年度に再任用期間が満了になるため、令和9年度以降の給食提供体制の検討が急務となります。

（５）町立認定こども園の状況

令和8年4月時点で町立保育施設は下記のとおりです。

① 市埴認定こども園

- ・定員 80名
- ・入所児童数 37名（令和8年4月1日現在）
- ・構造・床面積 鉄骨造平屋建 584.99㎡
- ・建築年 平成12年（2000年）建築（26年経過）

(6) 町立こども園における児童数及び保育士等の状況

保育士の配置基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により、次のように定められており、市埴認定こども園の在園状況に合わせると保育士の最低限の必要数は6～7人となります。

現在、市埴認定こども園には正職員保育士9名、会計年度任用保育士8名が在籍しており、配置状況は表の通りです。国基準と比較して手厚い配置となっています。

【国の定める保育士配置基準】

こども年齢	こどもの人数に対する保育士数
0歳児	こども3人につき1人
1、2歳児	こども6人につき1人
3歳児	こども15人につき1人
4、5歳児	こども25人につき1人

【市埴認定こども園の入所状況と保育士配置】（令和8年4月1日）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	備考
児童数	2	2	6	10	6	11	37	年度途中に0歳児5名の入所予定あり
国基準による必要保育士数	2	1	1	1	1	1	7	
配置数	4		2	2	1	3	12	

上記の年齢別クラスのほかに、子育て支援センターに保育士1名を配置しています。

主任保育士2名はフリーで発達障害児の対応などを行っています。

○職員の配置状況（総数22名　うち正職員12名、会計年度任用職員10名）

正職員　：保育士9、栄養士1、調理員・公仕2

会計年度：保育士8　看護師2

○正職保育士の年齢構成

50～55・・・1名　　40～45・・・4名　　30～35・・・1名
46～49・・・1名　　36～39・・・1名　　20～25・・・1名

(7) 運営費の状況

町立認定こども園と私立保育施設の運営の経費を比較すると、町立認定こども園の保育実施に係る経費は、保護者・町の2者が、私立保育施設の保育実施に係る経費は、保護者・国・県・町の4者が負担する仕組みになっています。

特に令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、3歳以上児については、保護者の保育料負担がなくなり、町立保育所の経費はほぼ100%町が負担していますが、私立保育施設は、国が50%、県と町が25%の負担割合で運営費を折半しています。

〈3歳以上児の保育施設の運営費イメージ〉

町立認定こども園



■ 町

私立保育施設



■ 国 ■ 県 ■ 町

仮に1億円の年間の運営費が必要な場合は、町立認定こども園は、1億円すべて町で負担するのに対し、私立保育施設では国と県で7,500万円を負担しているため、町の負担は2,500万円で済むことになります。

市貝町の町立認定こども園に係る運営費は、令和6年度の決算で121,718千円となっており、児童一人あたりの運営費は月額192,898円です。私立保育施設に支給した令和6年度の運営費は、362,080千円で児童一人あたりの運営費は月額111,547円です。

	運営費	延べ利用児童数	児童一人当たり月額費用 (a/b)
	a	b	
町立認定こども園	121,718,639 円	631 人	192,898 円
私立保育施設	362,080,403 円	3,246 人	111,547 円

児童1人当たりの運営費は町立認定こども園の方が私立の約2倍という状況になっていますが、前述したとおり、歳入については、町立認定こども園には国・県からの負担金がなく、私立保育施設には国・県から約75%の負担金があるため、児童一人当たりに係る経費は実際には5倍になります。

	運営費	延べ児童数	国支給対象額	国	県	町	町負担額	児童一人当たり費用 (月額)
	a	b	c	c の 50% = d	c の 25% = e	a-d-e=f	g	g/b
町立認定こども園	121,718,639	631					121,718,639	192,898
私立保育施設	362,080,403	3,246	319,487,485	159,743,743	79,871,871	122,464,789	122,464,789	37,728

概算ではあるものの、児童 1 人当たりにかかる町負担額の比率は町立認定こども園が月額 192,898 円に対し、私立保育施設は月額 37,728 円と町立認定こども園の児童の方が月あたり 155,170 円多くなっています。

(8) 町立市埸認定こども園のあり方別の費用節減効果比較

令和8年度予算を基にした町立市埸認定こども園に係る経費は次のとおりです。

正職員人件費 86,288 千円・・・①

会計年度任用職員人件費 43,038 千円・・・②

経常経費（施設維持管理・給食代など）15,408 千円・・・③

合計（①+②+③）=144,734 千円

市埸認定こども園のあり方における費用削減を別紙パターン A～C にて試算を行いました。

試算の詳細は次ページ以降をご参照ください。

パターン A 園を民営化した場合

会計年度任用職員及び施設及び給食等の経常経費 58,446 千円は削減が見込まれます。

しかしながら民営化したことに伴い、新たに施設型給付費が発生します。

費用については、入所児童数や職員の配置により変動がありますが、人数規模の近い「かみねの森認定こども園」（約 50 人入所）を例に積算すると月 500～600 万円の給付費が想定されます。（年間換算 6,000 万～7,200 万）

民間保育施設への委託費については、概ね 国 1/2、県 1/4 の補助があり、町は約 1/4 の費用負担となります。

上記を踏まえ費用削減効果試算すると表のとおり 40,446 千円の削減が見込まれます。

しかしながら、正規職員の保育士人件費 86,288 千円の費用は残ったままとなります。

（正規保育士のうち、移管先への転籍を望む方がいれば更に削減は可能と思われます。）

【費用削減積算 園を民営化した場合】

項目	金額（千円）	説明
町立認定こども園に係る経費（a）	144,734	こども園にかかる総経費
削減が見込まれる経費（b）	58,446	削減できると見込まれる経費
新たな支出（c）	72,000	新たに発生する支出
新たな歳入（d）	54,000	新たに見込まれる歳入（収入）
削減見込額（b + d - c）	40,446	削減が見込まれる経費（計算結果）

懸念点としては次の事項が考えられます

・移管先の法人が見つかるか・・・児童数の減少を勘案し採算が採れないと民間は引き受けないと思われる。

・医療的ケア児の受入・・・令和 8 年度末で現在 2 名在籍している医療的ケア児のうち 1 名は卒園するが、残る 1 名は令和 11 年度まで在籍する見込。民営化する場合は、医ケア児保育を条件に入れる必要があるが、移管先法人の選定において高いハードルとなる可能性がある。

パターン B 園を廃園とした場合

会計年度任用職員や施設及び給食等の経常経費 58,446 千円は削減が見込まれます。町立市埴認定こども園の入所児童が私立園に分散することにより、私立園へ支払う施設型給付費が増額になりますが、新たな園が発生するより安価になります。(月 250～300 万円の増)

民間保育施設への委託費については、概ね 国 1/2、県 1/4 の補助があり、町は約 1/4 の費用負担となります。

上記を踏まえ費用削減効果試算すると表のとおり 49,446 千円の削減が見込まれます。

しかしながら、正規職員の保育士人件費 86,288 千円の費用は残ったままとなります。(正規保育士のうち、他園への転籍を望む方がいれば更に削減は可能と思われます。)

【費用削減積算 園を廃園とした場合】

項目	金額 (千円)	説明
町立認定こども園に係る経費 (a)	144,734	こども園にかかる総経費
削減が見込まれる経費 (b)	58,446	削減できると見込まれる経費
新たな支出 (c)	36,000	新たに発生する支出
新たな歳入 (d)	27,000	新たに見込まれる歳入 (収入)
削減見込額 (b + d - c)	49,446	削減が見込まれる経費 (計算結果)

懸念点としては次の事項が考えられます

医療的ケア児の受入・・・基本的にパターン A と同じですが、既存の私立園に依頼するため、民営化と違い町から条件を付することは困難と考えられます。

子育て支援センター・・・長寿福祉課と協働して実施している「重層的支援体制整備事業」の 1 つとして規定されているため、何らかの形で事業を継続する必要があります。
民営化する場合は、移管先法人に子育て支援センター実施を条件にすることが考えられますが、廃園とする場合には新たに委託先などを検討する必要があります。
また、正規職員保育士数名をこども家庭センター配属とし、保健福祉センター等の一室を利用して、事業継続することも考えられます。(国県より 2/3 補助有)

パターン C 園の利用定員を減らすのに合わせ、職員の配置を見直した場合

利用定員を減らし、必要最低限の保育士のための配置とした場合、43,038 千円の削減が見込まれます。（※会計年度任用職員減で試算）

パターン A 及びパターン B と違い、新たに施設型給付費が発生しません。新たに発生する歳出・歳入もないことから、単純に会計年度任用職員にかかる費用が削減できます。

【費用削減積算 園の利用定員を減し、会計年度任用職員を整理した場合】

項目	金額（千円）	説明
町立認定こども園に係る経費（a）	144,734	こども園にかかる総経費
削減が見込まれる経費（b）	43,038	削減できると見込まれる経費
新たな支出（c）	0	新たに発生する支出
新たな歳入（d）	0	新たに見込まれる歳入（収入）
削減見込額（b + d - c）	43,038	削減が見込まれる経費（計算結果）

保育環境の変化もないため、子どもたちへの影響も小さく、保育士の働き場所の確保もできます。また、パターン A 及びパターン B に挙げられた医療的ケア児の受入や子育て支援センターの継続の懸念点ありません。

資料 2

放課後児童健全育成事業の利用料について

県内公設学童クラブ保護者負担額（R8.4現在）

	通常利用	長期休暇のある月	夏休み（8月）	年間負担額
市貝町	5,250円	7,000円	12,000円	71,500
芳賀町	8,000円（保育料5,000円、諸費3,000円）	—	—	96,000
茂木町	6,000円	16,000円	16,000円	92,000
さくら市	7,000円	—	14,000円	91,000
佐野市	5,000円（おやつ3,000円＋保育料2,000円）	—	—	60,000
野木町	4,000円＋おやつ850円	—	—	58,200
大田原市	8,000円	8,000円＋300円/日	8,000円＋300円/日	96,000＋300円/日
那須塩原市	7,500円			90,000
高根沢町	6,000円	—	12,000円	78,000
塩谷町	6,000円（5.6.9.10.11.12月）	7,000円（3.4.7.12.1月）	9,000円	80,000
矢板市	7,000円			84,000
上三川町	7,000円	—	10,000円	87,000
那珂川町	8,000円	—	16,000円	104,000
那須烏山市	6,000円＋おやつ代2,000円	—	12,000円＋おやつ代2,000円	102,000
壬生町	6,000円	—	9,000円	75,000
那須町	6,000円	—	—	72,000
栃木市	6,000円（保育料4,000円＋おやつ2,000円）	—	—	72,000
下野市	6,000円	長期休暇：1日500円		66,000＋長期休業日利用日数×500円
宇都宮市	7,600円＋おやつ代実費	—	—	91,200＋おやつ代

保育料の見直しについて

※芳賀郡市内では益子町・真岡市は公設学童なし

H25年 最低賃金 718円

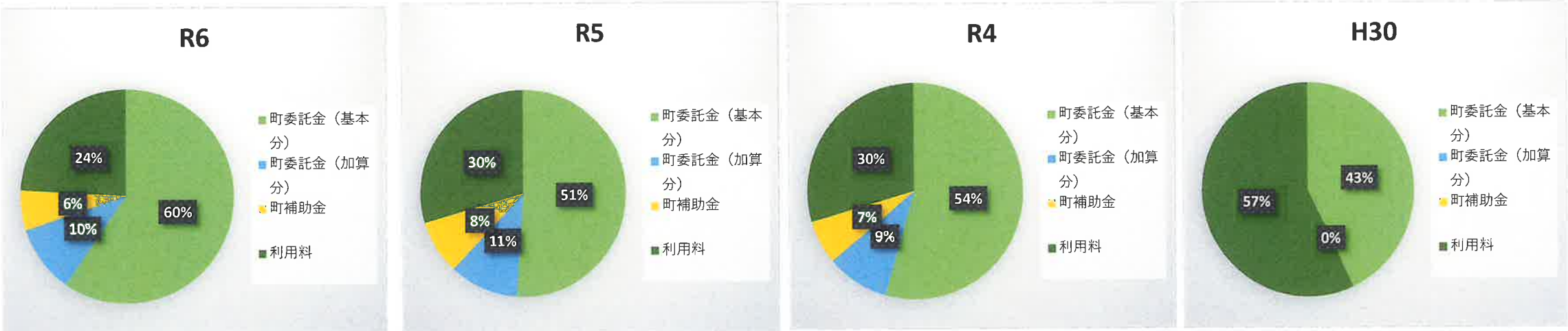
令和6年 最低賃金 1,004円

1.39倍

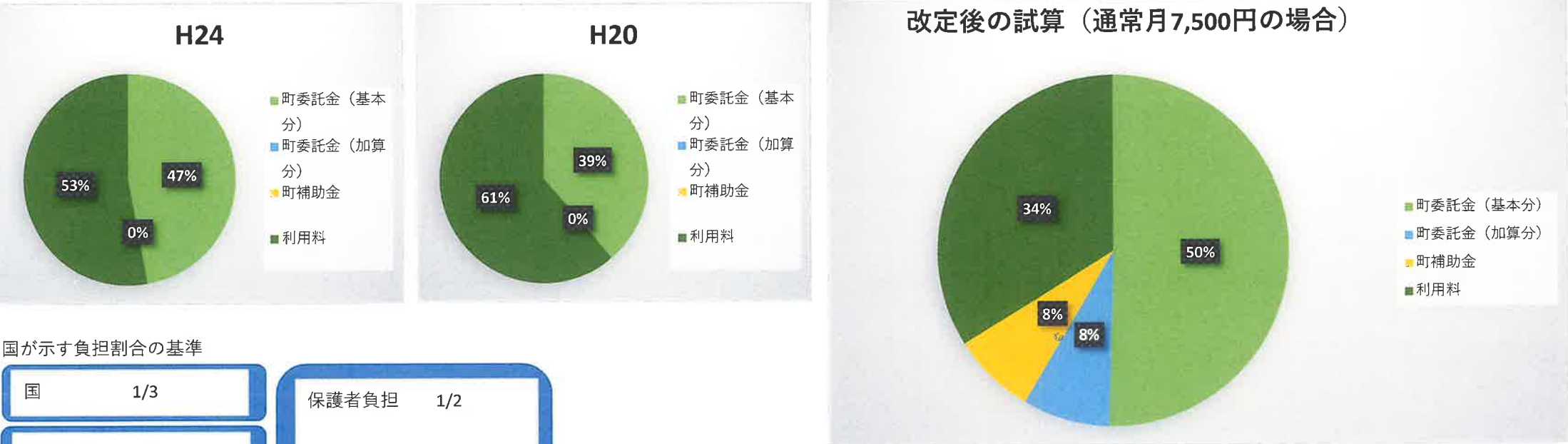
	現在	最低賃金の上昇率 を乗じた額	改定案
通常	5,250	7,298	7,500
7月	7,000	9,730	10,000
8月	12,000	16,680	15,000
年間負担額	71,500	99,390	100,000

放課後児童健全育成事業における 負担割合等の推移

※ 市塙学童をベースに比較資料を作成しております。



※ 改定後の試算については、令和7年度の利用者数などから試算しております。



国が示す負担割合の基準

国	1/3	保護者負担 1/2
都道府県	1/3	
市区町村	1/3	

公費負担 1/2

市貝町においては、平成20年度は保護者負担割合が高くなっておりましたが、委託費の国基準が年々増額され、公費負担が増額されることにより平成24年度には、ほぼ国が示す基準と同等の負担割合になりました。

その後、国の基準額が年々増額され、各種加算の創設等がある中で、保護者負担が据え置いていたため徐々に公費負担の割合が高くなっていきました。

特に令和4年度以降、物価の高騰等に伴い、基準額の増額により公費負担の割合が増え、現在は約7割が公費負担となっています。

凡例の解説

町委託金（基本分）	放課後児童クラブの実施状況、人数等により算出される委託料（国1/3、県1/3、町1/3）
町委託金（加算分）	規定日数（年間250日）以上開設した際の割り増しや、放課後児童支援員の処遇改善や支援員全体の賃上げを支援する加算（国1/3、県1/3、町1/3）
町補助金	兄弟2名以上で学童保育を利用する場合、第2子以降の利用料を補助するもの（町単独補助）
利用料	放課後児童クラブを利用する児童の保護者が負担する月額料金（現状は通常月5,250円、7月7,000円、8月12,000円）

支出状況の推移

（単位：円）

	R6	R5	R4	R3	H30
人件費	19,563,397	15,727,142	14,711,033	12,498,173	6,616,000
クラブ維持費	1,875,226	729,448	1,962,054	1,199,230	279,000
保育材料費	2,413,577	1,791,196	1,585,758	1,738,696	1,208,000

支出状況としては、人件費が約8割を占めている。支出全体に占める割合としては変化はないが、利用者の増加に伴い支援単位を平成30年度1つだったものを令和6年度から3つに増やしたことに伴い、支援員を増員するなどしたため、金額としては大きく増加している。